國學院大學北海道短期大学部公的研究費の運営及び管理並びに 研究活動における不正の防止及び対応に関する細則

> 令和元年9月1日制定 令和3年12月1日改定

- 第1条 この細則は、國學院大學北海道短期大学部公的研究費の運営及び管理並びに研究 活動における不正の防止及び対応に関する規程(以下「規程」という。)第32条に基 づき、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関し て、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 不正防止計画推進本部(以下「推進本部」という。)は、モニタリングを含む國 學院大學北海道短期大学部(以下「本学」という。)の事例や他機関のインシデント に基づいて、不正を発生させる要因を体系的に評価し、不正防止計画を策定する。
 - 2 推進本部は、前年度までの公的研究費の管理及び執行のモニタリング並びに適正な研究活動の確保のために講じた措置等を踏まえて、一年ごとに、不正防止計画の見直 しを行うものとする。
- 3 推進本部は、モニタリングを実施するに当たり、手順書を作成しなければならない。 第3条 内部監査室は、リスクアプローチに基づいた監査の計画を策定する。
 - 2 内部監査室は、前年度までの公的研究費の管理及び執行の監査を踏まえて、一年ごとに、監査の計画の見直しを行うものとする。
- 第4条 調査委員会は、本調査終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合 には、速やかに認定の判断を行い、最高管理責任者に報告するものとする。
 - 2 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、速やかに配分機関及び関係省庁に 報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案 に係る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査に応じるものとする。
- 第5条 特殊な役務に関する検収については、専門的見地から検収可能な当該部署の確認 又は立会いのもと実施するものとする。
 - 2 特殊な役務に関する検収の対象及び手続については、別に定める。
- 第6条 規程第18条第1項のチェックシートの様式は、別表第1のとおりとする。
 - 2 規程第18条第2項の誓約書の様式は、別表第2のとおりとする。

3 規程第21条第2項の誓約書の様式は、別表第3のとおりとする。 第7条 この細則の改正は、推進本部の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。